

小諸市高峯聖地公園 合葬式聖地のご案内



■ 合葬式聖地とは・・・

従来のお墓とは異なり、ひとつのお墓に他のお骨とともに合葬し、永代に埋蔵管理する新しい形態の墓地で、一定期間埋蔵方式と共同埋蔵方式の2方式があります。

生前は縁もない者どうしが、仲睦まじく永遠の安らぎを得られるようお願いをこめて、平成20年に建立。令和2年度には、旧合葬墓北側に新合葬墓を増設しました。

■ 新合葬式聖地（令和2年度建築）の概要

位置	小諸市己字高峯2番地1
施設規模	鉄筋コンクリート平屋建て 14.0㎡
埋蔵数	○一定期間個別埋蔵方式：205体分 (焼骨を10年又は20年間個別埋蔵場所に埋蔵し、その後は共同埋蔵場所へ埋蔵する方式) ○共同埋蔵方式：約4,000体 (焼骨を、埋蔵又は改葬の日に直接共同埋蔵室に埋蔵する方式)

■ 使用者の資格

- (1) 現に所持している焼骨の埋蔵を目的に合葬式聖地の使用許可を受けようとする場合は、次のアからウまでに掲げる用件を満たすこと。また、自己のために使用することを目的に合葬式聖地の使用許可を受けようとする場合、次のアおよびウに掲げる用件を満たすこと。

ア 申請者の住所地は、市内、市外を問いません。

イ 祭祀を主宰すべき者であること。

ウ 小諸市高峯聖地公園一般聖地の使用权を有していないこと。ただし、一般聖地を返還して合葬式聖地の申込をする場合は除く。

■ 申込方法

使用許可申請書に必要事項を記入して、次の添付書類と一緒に生活環境課生活環境係までお持ちください。

《添付書類》

- (1) 申請者の住民票抄本（本籍が記載されているもの）
- (2) 立会人の住民票抄本（申請者自身の生前申し込みの場合）
- (3) 立会人の同意書（申請者自身の生前申し込みの場合）
- (4) その他市長が必要と認める書類

ア 死体埋火葬許可証

イ 改葬許可証

ウ その他

(5) 一般聖地の使用者が、一般聖地を返還し、合葬式聖地の使用許可を受けようする場合は、聖地返還届と使用許可証。

《申込みにあたっての注意事項》

(1) 「使用許可申請書」以外の用紙による申込みは無効です。

(2) 申込書の記載において、内容が不明確（記入漏れ等）な場合は無効です。

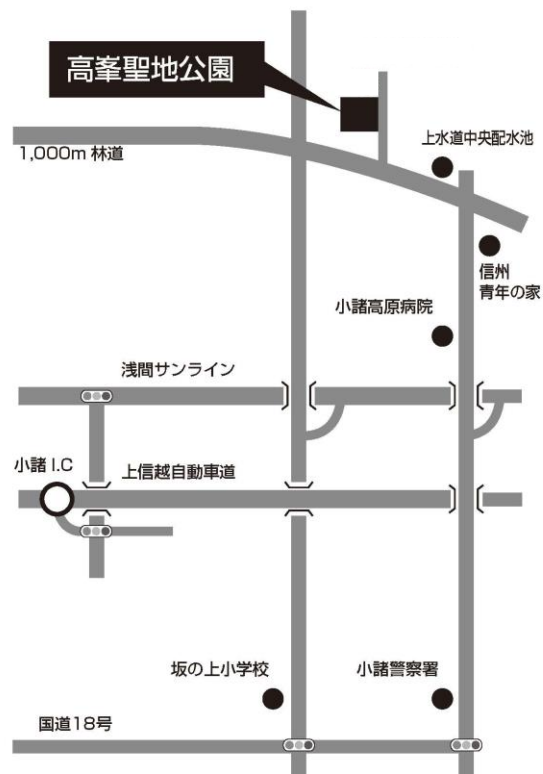
※不明な点がございましたら、小諸市役所 生活環境課 生活環境係までお問い合わせください。



■ 使用料（１体につき）

種 別	使 用 料		
	申請者の住所地	年 数	金 額
一定期間個別埋蔵方式	市 内	10年	90,000円
	市 外		140,000円
	市 内	20年	150,000円
	市 外		230,000円
共同埋蔵方式	市 内	永 年	50,000円
	市 外		70,000円

小諸市高峯聖地公園案内図



《問い合わせ先》
 〒384-8501
 長野県小諸市相生町三丁目3番3号
 小諸市役所 生活環境課 生活環境係
 ☎0267-22-1700
 内線2274・2275

高峯聖地公園区画図

